

令和5年度（2023年度）第6回北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会議事録

1 日時

令和5年（2023年）11月27日（月） 10時00分～11時00分

2 場所

道庁別館5階 石狩振興局大会議室

3 出席者

（1）委員及び特別委員

部会長 大平 義隆（北海学園大学経営学部 教授）  
副部会長 田村 愛美（税理士法人スクエア会計事務所 税理士）  
特別委員 高橋 翔（北海道大学大学院工学研究院 准教授）  
特別委員 齋藤 健一郎（小樽商科大学商学部 准教授）  
特別委員 辻村 憲一（小樽建設事業協会 事務局長）  
特別委員 津軽 祐一（岩見沢市経済部中心市街地活性化推進室中心市街地活性化推進係）

（2）事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長	田中 尚
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	中川 雅晴
石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	須藤 大成
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	金家 里奈
空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	神保 響太

4 傍聴者

なし

5 審議事項

「（仮称）ツルハドラッグ千歳北陽店」の法第5条第1項（新設）の届出について

6 発言要旨

（1）事務局から、「（仮称）ツルハドラッグ千歳北陽店」の第5条第1項（新設）の届出の概要について、別紙「審議案件に関する概要」等のおりである旨説明を行った後、次の質疑、発言があった。

（委員 A）

併設施設とは同じ敷地の中にある別の建物という意味ではなく、同時に建てる・計画するものも該当するのか。

（事務局）

併設施設の正確な定義について改めて確認する。

～確認結果～

Q 併設施設の定義は何か。

A 併設施設とは、大規模小売店舗に併設される小売店舗以外の施設であり、その業態は多岐にわたるため全てを列記することは困難であるが、大店立地法第2条に規定する一の建物の一部として構成され、例えば駐車場を共有するなど、大規模小売店舗と機能的に不可分の関係にある施設等を想定している。

(委員B)

大店法の考え方は敷地一帯で建物を見るためこれでいいだろうが、建築確認申請では敷地は用途上可分不可分で一敷地に一建物しか建てることができない。少し矛盾を感じる。

(委員C)

内容はある程度分かったが、将来の宅地造成などはコメントなどで事前に記載があると、よりスムーズに審議ができるかと思う。

(委員D)

併設施設について、実際影響の大きい施設が入った場合は、ここで審議した内容と全く別な状況になると思うため、今後注意が必要な部分だと押さえながら管理されていくといいかと思う。

(部会長)

他に発言はないか。なければ、「(仮称) ツルハドラッグ千歳北陽店」の新設届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(全 員)

異議なし。

(部会長)

別紙「(仮称) ツルハドラッグ千歳北陽店」のとおり答申することに決定する。

(2) 次回の開催日程を協議した結果、令和6年1月29日(月)10時からとした。

## 7 その他

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録(概要版)に添付のとおり。